

令和7年度
茅ヶ崎市一般廃棄物処理実施計画

令和7年3月
茅ヶ崎市

目次

I 総則	- 1 -
1 位置づけ	- 1 -
2 計画期間	- 1 -
3 処理区域	- 1 -
II ごみ処理実施計画	- 2 -
1 推計人口(令和7年度)	- 2 -
2 ごみの発生量の見込み(令和7年度)	- 2 -
3 再資源化の種類及び処理量の見通し(令和7年度)	- 3 -
4 具体的な取り組み	- 4 -
5 ごみ処理フロー	- 6 -
6 ごみの区分等	- 7 -
(1) 市が処理するごみ(家庭系)	- 7 -
(2) 市が処理するごみ(事業系)	- 11 -
(3) 市が処理できないごみ	- 11 -
7 ごみの収集運搬体制	- 12 -
(1) 定期収集	- 12 -
(2) 予約収集	- 12 -
(3) ボックス収集	- 12 -
(4) 安心まごころ収集	- 13 -
(5) 一般廃棄物収集運搬許可業者による収集	- 13 -
(6) 直接搬入	- 13 -
8 ごみの処分方法	- 14 -
(1) 燃やせるごみ	- 14 -
(2) 燃やせないごみ	- 14 -
(3) 大型ごみ等	- 14 -
(4) びん、かん、スプレーかん、ペットボトル、プラスチック製容器包装類	- 14 -
(5) 古紙類(直接搬入分)、衣類・布類、廃食用油、金属類(指定8品目)	- 14 -
(6) 使用済小型家電	- 14 -
(7) 剪定枝	- 14 -
(8) 動物死体	- 14 -
9 施設に関する事項	- 15 -
(1) 収集車両基地	- 15 -
(2) 焼却施設	- 15 -
(3) 焼却施設(動物死体)	- 15 -
(4) 破碎施設	- 15 -
(5) 資源物処理施設	- 15 -
(6) 資源物処理施設(剪定枝)	- 16 -
(7) 最終処分施設	- 16 -
10 その他	- 16 -

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可について.....	- 16 -
(2) 焼却処理後の灰の処分について.....	- 16 -
(3) 戸別収集実験事業について.....	- 16 -
Ⅲ 食品ロス削減実施計画	- 17 -
1 食品ロスの年間排出量の見込み(令和7年度)	- 17 -
2 具体的な取り組み	- 17 -
Ⅳ 生活排水処理実施計画	- 19 -
1 生活排水処理人口(推計)	- 19 -
2 し尿・浄化槽汚泥の年間排出量の見込み(令和7年度)	- 19 -
3 具体的な取り組み	- 19 -
4 生活排水処理フロー	- 20 -
5 生活排水処理の区分等	- 21 -
(1) 公共下水道	- 21 -
(2) 合併処理浄化槽	- 21 -
(3) 単独処理浄化槽	- 21 -
(4) し尿汲み取り	- 21 -
6 施設に関する事項	- 21 -
(1) し尿処理施設	- 21 -
(2) し尿処理施設(臨時搬入)	- 22 -

I 総則

1 位置づけ

令和 7 年度茅ヶ崎市一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第 1 項及び同法施行規則第 1 条の 3 の規定により、茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（計画期間：令和 7 年度から 16 年度まで）の実施のために必要な令和 7 年度の事業について定めるものである。

2 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 処理区域

茅ヶ崎市全域

II ごみ処理実施計画

1 推計人口(令和7年度)

243,188人

2 ごみの発生量の見込み(令和7年度)

(単位:ト)

区分	排出量(見込み)
ごみ排出量	62,117
家庭系ごみ	50,434
燃やせるごみ	31,629
燃やせないごみ	3,083
大型ごみ等(大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ)	606
資源物	15,116
びん	1,620
かん(スプレーかんを含む)	656
ペットボトル	826
プラスチック製容器包装類	3,204
古紙類	6,691
衣類・布類	1,270
廃食用油	72
金属類(指定8品目)	60
剪定枝	701
使用済小型家電	14
事業系ごみ	11,683

※ 端数処理の都合上、総量と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

3 再資源化の種別及び処理量の見通し(令和7年度)

(単位:t)

区分	処理量(見込み)
資源化量	18,113
直接資源化量	14,624
びん	1,571
かん	643
ペットボトル	761
プラスチック製容器包装類	2,810
古紙類	6,693
衣類・布類	1,267
廃食用油	66
金属類(指定8品目)	58
剪定枝	701
使用済小型家電	14
乾電池	35
蛍光管	5
中間処理後資源化量	3,489
未破碎選別(前処理)	305
金属くず	211
消火器	0
高压容器	0
バッテリー	0
自転車	94
破碎選別	172
磁選物	172
アルミ	—
焼却	3,012
熔融	1,862
セメント化	400
焼成	750

4 具体的な取り組み

基本方針Ⅰ ごみ排出量削減による環境負荷の低減化
施策Ⅰ：家庭系ごみの減量化
1-1 プラスチックごみの削減 重点
<ul style="list-style-type: none">・飲食店組合を通じて、小売店舗等に対して、プラスチック使用量を削減するよう周知啓発を実施する。・令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法（プラ新法）について様々な広報媒体を活用し、市民含める消費者に対して周知啓発を実施する。・プラスチック製品のリサイクルスキームの構築に着手すること、また、プラスチック製品のリサイクルに向けては分別が不可欠なため、市民に対して丁寧な周知を行い、更なるごみ減量化及び資源化を推進する。
1-2 食品ロスの削減 重点
<ul style="list-style-type: none">・食品ロス抑制率を進行管理の指標としており、効果検証のため、市民意識調査を実施する。・他自治体等における食品ロスに係る好事例の情報を収集し、適宜本市の取り組みへ反映する。・更なる寄付者、寄付量拡充のための新たな取り組みを検討する。
1-3 生ごみの削減
<ul style="list-style-type: none">・家庭用生ごみ処理機購入費補助金の交付及び普及活動を促進し、生ごみの自家処理を推進する。
1-4 グリーンリサイクルの推進
<ul style="list-style-type: none">・家庭から出る剪定枝のリサイクルだけでなく、学校等公共施設等から排出される剪定枝のリサイクルシステムの構築に着手する。
施策Ⅱ：事業系ごみの減量化
2-1 拡大生産者責任及び排出事業者責任の推進 重点
<ul style="list-style-type: none">・飲食店組合を通じて、小売店舗等に対して、プラスチック使用量を削減するよう周知啓発を実施する。（再掲）・多量排出事業者からの減量化等計画書の提出及び経年比較による検証を実施する。・不適正な排出が見受けられる事業者には、指導指針に基づき、直接的に指導を行う。
2-2 ごみ搬入時における指導 重点
<ul style="list-style-type: none">・事業系ごみの減量化を推進するため、適宜搬入物調査を実施し、許可業者に対して適正排出指導を推進する。また、不適正な排出が見受けられる場合には、指導指針に基づき、直接的に指導を行う。
2-3 食品ロスの削減 重点
<ul style="list-style-type: none">・企業フードドライブの支援（のぼり旗・コンテナ貸し出し、ノウハウの教示）を支援する。・事業者から排出される食品廃棄物の区域外搬出などの処理フローを検討し、更なる資源化を推進する。
2-4 ごみ処理手数料の見直し
<ul style="list-style-type: none">・事業系ごみが増加傾向を示すと推計されるため、必要に応じて事業系ごみの直接搬入処理手数料の改定を検討する。
基本方針Ⅱ 地域環境の維持向上に向けた担い手づくり
施策Ⅲ：きめ細やかな情報発信
3-1 情報発信の充実
<ul style="list-style-type: none">・ホームページ、ポスター、広報紙、SNS等の様々な媒体やイベントなどの機会を活用し、処理方法の周知啓発を実施する。

3-2 環境教育の推進
・教育現場や地域における環境学習プログラムの実施や中学生になどの対象の拡大を含めた環境学習プログラムのアップデートを実施する。
3-3 ごみ処理施設の活用
・ごみ処理の実態を理解するため、ごみ処理施設の見学会の実施を支援する。
施策 4:環境美化の推進
4-1 不法投棄防止対策の徹底
・不法投棄防止を推進するため、昼夜のパトロールの実施のほか、監視カメラや啓発看板等の設置を実施する。 ・不法投棄が多発する地域住民と意見交換会を実施し、市民と連携した取り組みを推進する。
4-2 環境指導員の活動支援
・環境指導員地区会議の開催し、本市のごみ全般の取り組みを共有し、地域住民の相談役先としての活動ができるよう支援する。 ・地区担当と連携した排出指導の実施を行い、適正なステーション管理を維持する。
4-3 ポイ捨ての防止
・きれいなちがさき条例に基づくポイ捨て禁止を継続的に訴え続けるとともに啓発物品の配布を実施する。
4-4 地域清掃の支援
・自治化やボランティア団体が実施する清掃を支援するため、ボランティアごみ袋の配布などの清掃物品の貸し出しを実施する。 ・美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎を始めとする市が主導するごみ拾いの実施し、ごみ減量の意識の高揚を図る。
基本方針Ⅲ 持続的なごみ処理システムの確保
施策 5:社会経済情勢を踏まえた収集運搬体制の構築
5-1 安全で確実な収集運搬の実施
・運搬ルートの検証を定期的に行い、ごみの効率的な収集方法や安全で確実な収集運搬の維持継続を実施する。 ・スプレーかんや危険物などの新たな品目の収集の検討を実施する。
5-2 高齢者・障がい者に配慮した収集の充実
・高齢者や障がい者に配慮した安心まごころ収集事業の対象者の緩和に向けた検討を実施する。
5-3 今後の社会情勢を見据えた集積場所と収集方法のあり方の検討
・戸別収集の社会実験をとおした効果検証を行い、市域全体でのごみ収集のあり方を検討する。
施策 6:持続的な中間処理と最終処分の実施
6-1 計画的なごみ処理施設の整備
・令和 8 年度からの供用開始を目指し、粗大ごみ処理施設の整備を推進する。 ・環境事業センターごみ焼却処理施設の延命化又は更新の検討をし、今後の方向性の明確化に努める。 ・湘南東ブロック内の広域連携による施設整備の検討を実施する。
6-2 中間処理施設の適正管理
・ごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設の適正な維持管理を実施する。 ・寒川広域リサイクルセンターの適正な維持管理を実施する。 ・ごみ処理施設が設置されている地元団体との意見交換の場として定期的な打ち合わせを実施する。

6-3 中間処理施設におけるリサイクルの推進

- ・中間処理施設残渣削減のため、破碎、選別処理施設において金属類等の資源を回収する。
- ・焼却処理施設におけるリサイクルの推進（溶融処理、焼成処理、セメント化処理など）。

6-4 最終処分場の適正管理

- ・埋め立て処分地及び浸出水処理施設の適正な維持管理を実施する。
- ・地元団体との定期的な打ち合わせをとおして今後の最終処分場のあり方を検討する。

施策 7: 災害に強いごみ処理システムの構築

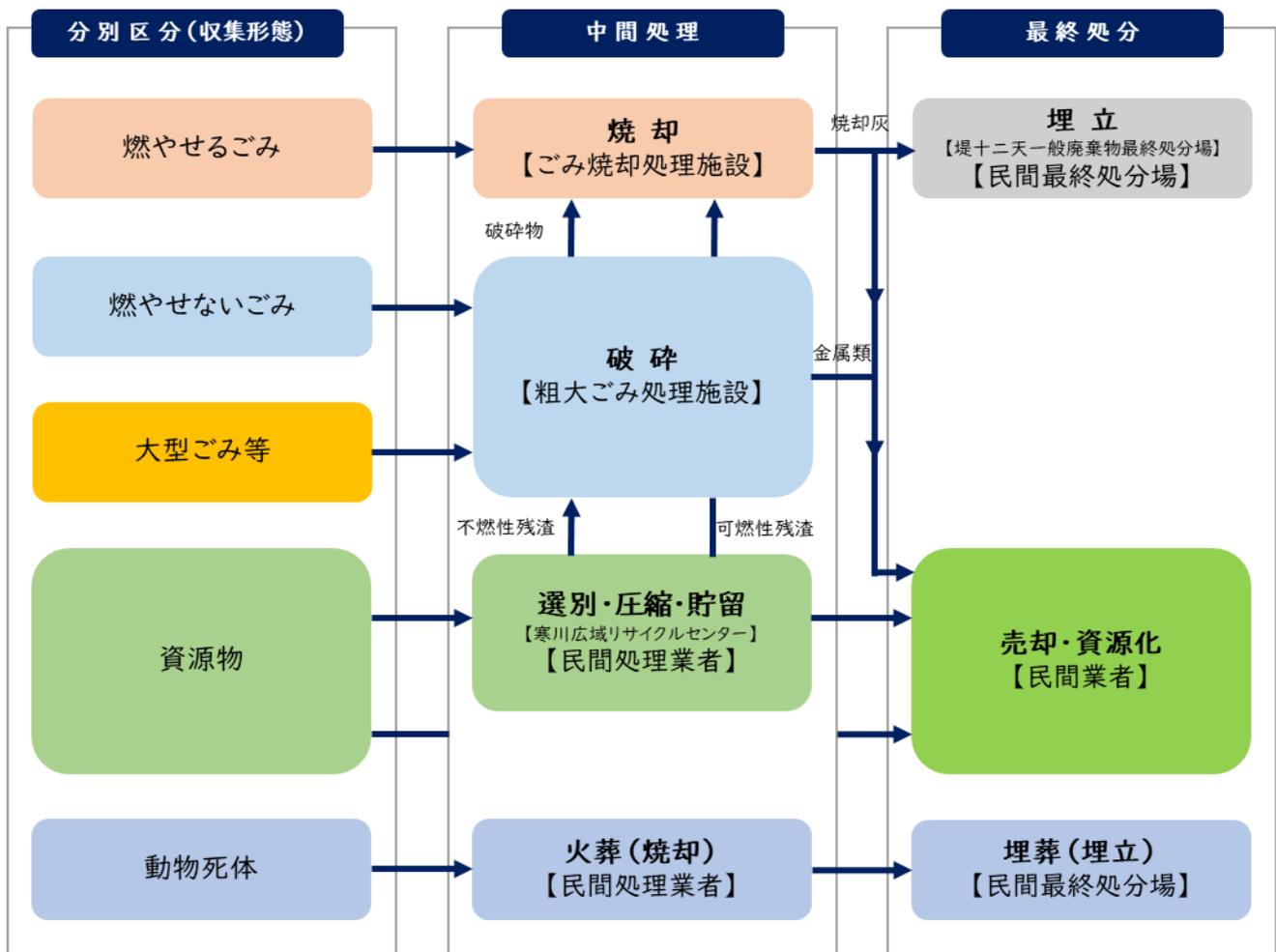
7-1 災害発生時の迅速な体制の整備

- ・災害廃棄物の仮置場の継続的な確保や関係機関との現地確認等を実施する。
- ・新たな災害廃棄物の仮置場確保に向けた具体的な検討を実施する。
- ・災害発生時を想定した既存協定先との実地訓練の検討を実施する。
- ・新規協定の創出を模索して、相互支援、広域連携の体制を強化する仕組みづくりに着手する。

7-2 感染症まん延時における処理体制の整備

- ・災害時等の非常事態においても、ごみの適正処理が維持できる体制の構築を実施する。

5 ごみ処理フロー



6 ごみの区分等

(1) 市が処理するごみ(家庭系)

区分	主な品目	排出方法
燃やせるごみ	生ごみ・紙ごみ (ティッシュ) など	<ul style="list-style-type: none"> ▶指定収集袋に入れて「燃やせるごみ」の集積場所に出す。 ▶中身がこぼれたり、はみ出さない程度のごみを入れ、袋の口をしぼる。 ▶指定収集袋に入りきらない長尺物は、品目の外周に指定収集袋を結びきるか、巻ききる。 ▶生ごみは水分をよく切る。 ▶竹串などは先を折る。
	落ち葉・雑草・燃やせるごみに該当する枝幹(家庭菜園等で育てた植物を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ▶透明・半透明の袋、又は指定収集袋に入れて「燃やせるごみ」の集積場所に出す。 ▶透明・半透明の袋を使用する場合は、他の「燃やせるごみ」とは別にして単独で出す(指定収集袋を使用する場合は、他の「燃やせるごみ」と同じ袋に入れることができる)。 ▶泥を落とし、乾燥させ袋に入れ、なるべく週の後半の収集日に出す。1回に出す量が3袋を超えるなど、量が多い場合は、数回に分けて出す。 ▶袋の口をしぼる。
	紙おむつ・尿取りパット、リハビリパンツ(使い捨ておしりふきを含む)	<ul style="list-style-type: none"> ▶透明・半透明の袋、又は指定収集袋に入れて「燃やせるごみ」の集積場所に出す。 ▶透明・半透明の袋を使用する場合は、他の「燃やせるごみ」とは別にして単独で出す(指定収集袋を使用する場合は、他の「燃やせるごみ」と同じ袋に入れることができる)。 ▶透明・半透明の袋を使用する場合で、外から見て、中身が見えない場合は、入っているものがわかるように、袋に直接記入するか、貼り紙で表示する。 ▶袋の口をしぼる。
	ストーマ袋・腹膜透析パック	<ul style="list-style-type: none"> ▶透明・半透明の袋、又は指定収集袋に入れて「燃やせるごみ」の集積場所に出す。 ▶透明・半透明の袋を使用する場合は、他の「燃やせるごみ」とは別にして単独で出す(指定収集袋を使用する場合は、他の「燃やせるごみ」と同じ袋に入れることができる)。 ▶透明・半透明の袋を使用する場合で、外から見て、中身が見えない場合は、入っているものがわかるように、袋に直接記入するか、貼り紙で表示する。 ▶袋の口をしぼる。

燃やせないごみ	金属類(指定 8 品目以外のもの)、陶磁器・ガラス類、プラスチック製品、資源物として出せないびん・かん、小型家電製品(資源物の「使用済小型家電」を除く) など	<ul style="list-style-type: none"> ▶指定収集袋に入れて「燃やせないごみ」の集積場所に出す。 ▶中身がこぼれたり、はみ出さない程度のごみを入れ、袋の口をしぼる。 ▶指定収集袋に入りきらない長尺物は、品目の外周に指定収集袋を結びきるか、巻ききる。 ▶指定収集袋に入りきらない大きい物は、品目に 40 リットル相当分の指定収集袋を「リットルの表記」が見えるように貼り付ける。 ▶刃物や割れ物など鋭利なものは紙などで包み、「注意」と表記する。
	蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> ▶購入時の箱等に入れてそのまま出す。 ▶箱がない場合は透明・半透明の袋に入れて出す。 ▶他の「燃やせないごみ」とは別にして単独で出す。 ▶割れたものは指定収集袋に入れて出す(他の「燃やせないごみ」と同じ袋に入れることができる)。
	水銀式体温計	▶他の「燃やせないごみ」とは別にして単独で透明・半透明の袋に入れて出す。
	乾電池、ボタン電池(CR・BR 形式)	▶他の「燃やせないごみ」とは別にして単独で透明・半透明の袋に入れて出す。
大型ごみ等	大型ごみ(一辺の長さが 50 cm を超え 2m 以下のもの)、特定大型ごみ、特定粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ▶電話で申し込む(1 回の予約は 5 点まで。二重予約は不可。5 点を超える予約は 1 度目の収集の終了後に申し込むことができる)。 ▶予約申し込み後に、茅ヶ崎市収入証紙販売所にて証紙を購入する。 ▶証紙に氏名を記入し、大型ごみ等に貼る。 ▶指定された日・場所に当日の午前 8 時 30 分までに出す。
資源物	びん	<ul style="list-style-type: none"> ▶袋に入れずに、「資源物」の集積場所に配布されるコンテナに直接入れる。 ▶水ですすぐ。 ▶静かにコンテナに入れる。
	かん	<ul style="list-style-type: none"> ▶袋に入れずに、「資源物」の集積場所に配布される青いネットに直接入れる。 ▶水ですすぐ。 ▶静かにネットに入れる。 ▶つぶさない。
	スプレーかん	<ul style="list-style-type: none"> ▶中身を使い切る。 ▶穴はあけない。 ▶キャップをつける。 ▶袋に入れずに、「資源物」の集積場所に配布される緑色のネットに直接入れる。

ペットボトル	飲食用のペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ▶袋に入れずに、「資源物」の集積場所に配布される黄色いネットに直接入れる。 ▶水ですすぐ。 ▶静かにネットに入れる。 ▶キャップ・ラベルを取り除く。 ▶つぶす。
廃食用油	サラダ油などの植物性の食用油	<ul style="list-style-type: none"> ▶袋に入れずに、「資源物」の集積場所に直に出す。 ▶ペットボトル(スクリューキャップ式)に入れてふたをして出す。 ▶揚げカス等は取り除く。 ▶転がらないようにして出す。
金属類 (指定8品目)	なべ、やかん、フライパン、スプーン、おろし金、焼網、ボウル、ざる	<ul style="list-style-type: none"> ▶袋に入れずに、「資源物」の集積場所に直に出す。 ▶汚れを落とす。 ▶転がらないようにして出す。
衣類・布類	衣類・布類・革製品・その他(かばん・ぬいぐるみなど)	<ul style="list-style-type: none"> ▶透明・半透明の袋に入れて「資源物」の集積場所に出す。 ▶なるべく晴れた日に出す。
古紙類	新聞(チラシ)	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「古紙類」とは別にして単独で「資源物」の集積場所に出す。 ▶ひもで十字にしぼる。
	ダンボール	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「古紙類」とは別にして単独で「資源物」の集積場所に出す。 ▶たたんで、ひもで十字にしぼる。
	本・雑誌	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「古紙類」とは別にして単独で「資源物」の集積場所に出す。 ▶ひもで十字にしぼる。
	雑紙	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「古紙類」とは別にして単独で「資源物」の集積場所に出す。 ▶ひもで十字にしぼる。 ▶細かい紙は透明・半透明の袋、又は紙袋に入れて出す(紙袋に入れて出す場合は、ひもで十字にしぼる)。
	シュレッダーで裁断した紙	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「古紙類」とは別にして単独で「資源物」の集積場所に出す。 ▶透明・半透明の袋に入れて出す。
	飲料用紙パック	<ul style="list-style-type: none"> ▶他の「古紙類」とは別にして単独で「資源物」の集積場所に出す。 ▶洗って切り開き、乾かしてから透明・半透明の袋に入れて出す。
プラスチック製容器包装類	商品・製品等の容器や包装でプラスチック製のもの	<ul style="list-style-type: none"> ▶透明・半透明の袋に入れて「資源物」の集積場所に出す。 ▶汚れを水ですすぐ、ふき取るなどして落とす。 ▶ひとつの袋に詰める(二重袋での排出、指定収集袋での排出は不可)。 ▶袋の口をしぼる。
使用済小型家電	30 cm×15 cmの回収ボックス投入口に入り、奥行き30 cm程度の大きさで、電気・電池で動くもの	<ul style="list-style-type: none"> ▶回収ボックス設置場所の各施設開館時間内に回収ボックスに入れる。 ▶個人情報は消去する。 ▶電池(バッテリー)は取り外す。電池が取り外せないものは、そのまま回収ボックスに入れる。

剪定枝	枝幹、切り株	<ul style="list-style-type: none"> ▶電話で申し込む。 ▶指定された日・場所に当日の午前 8 時 30 分までに出す。 ▶1 本あたりの長さは 1m以下で、太さは 1 cmを超え 20 cm以下とする。 ▶複数ある場合は、1 束あたりの直径が 35 cm以下になるように紐で束ねて出す。
動物死体	動物の斃死体・ 轢死体、犬・猫等 の小動物の死体	▶電話で申し込む。

[備考]

- 1 排出方法の詳細は「2025 年度版ごみと資源物の分け方・出し方」による。
- 2 「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「資源物」は収集日の早朝から午前 8 時 30 分までに自治会指定の集積場に出す(大型ごみ等、使用済小型家電、剪定枝を除く)。
- 3 集積場所は、主に自治会の申請により定められた集積場所であり、利用者で清潔の保持に努める。
- 4 「燃やせるごみ」には、衣類・布類で汚れたもの及び壊れたもの、プラスチック製容器包装類、古紙類で汚れのついているもの、飲料用紙パックで内側が茶色のもの及び内側にアルミ箔が貼ってあるもの、枝幹のうち長さ 1m以下で太さ 1 cm以下のものを含む。
- 5 「燃やせないごみ」には、形式記号が CR または BR のボタン電池、びんのうち乳白色で中身の見えないもの、農薬・劇薬の入っていたびんを含む。
- 6 「乾電池」には、ニカド電池、リチウムイオン電池、ニッケル水素電池等の充電式電池、ボタン電池を含まない。これらの電池は、販売店に回収を依頼する。ただし、形式記号が CR または BR のボタン電池は「燃やせないごみ」とする。
- 7 「大型ごみ等」には、蛍光灯のうち長さ 140 cmを超えるもの及び枝・幹・切り株のうち長さ 1mを超え 2m以下で太さ 20 cm以下のものを含む。
- 8 「特定大型ごみ」とは、指定品目(安楽椅子、鏡付き化粧だんす、書棚、食器棚、寝台、卓、たんす、机)で一辺の長さが 1mを超え 2m以下のものをいう。
- 9 「特定粗大ごみ」とは、収集、運搬時に危険性があるもの(ガス調理機器、暖房機器(灯油又はガスを燃料とするものに限る。)、タイヤチェーン(金属製のものに限る)、鉄垂鈴、その他これらに類するもの)をいう。
- 10 「びん」には、乳白色で中身の見えないもの、農薬・劇薬の入っていたびんを含まない。
- 11 「衣類・布類」には、汚れたもの、壊れたものを含まない。
- 12 「古紙類」には、臭い、汚れのついているものを含まない。
- 13 「飲料用紙パック」には、内側が茶色のもの及び内側にアルミ箔が貼ってあるものを含まない。
- 14 「プラスチック製容器包装類」には、汚れのついているものを含まない。
- 15 「個人や団体(事業者を含む)が行う集積場所や道路などの公共的な場所の清掃活動」、「自治会又は自治会に準ずる団体の活動」に伴う「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」については、それぞれを分別し、透明・半透明の袋に入れて出すことができる。「個人や団体が行う、集積場所や道路などの公共的な場所の清掃活動」に伴うごみ場合は、「ボランティアごみ」と袋に直接記入するか、貼り紙で表示する。「自治会又は自治会に準ずる団体の活動」に伴うごみ場合は、「ボランティアごみ(当該自治会等の名称)」と袋に直接記入するか、貼り紙で表示する。

(2) 市が処理するごみ(事業系)

区分	主な品目	排出方法
燃やせるごみ (一般廃棄物)	生ごみ、紙ごみ(ティッシュ)、落ち葉など	<ul style="list-style-type: none"> ▶一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する。 ▶市の処理施設に直接搬入(自己搬入)する。 ▶集積場所の管理者(自治会等)の了解を得た上で、指定収集袋に入れて「燃やせるごみ」の集積場所に出す。ただし、その場合に排出できる量は、1回の排出につき40リットルまでとする。

(3) 市が処理できないごみ

区分	主な品目	排出方法
危険物・処理困難物	塗料及びその溶剤等	▶販売店や専門業者に処理を依頼する。
産業廃棄物	廃プラスチック類等 法令で定めるもの	▶産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。
広域認定制度 対象品目	バイク、消火器、充電式電池、ボタン電池	▶製品の製造事業者等に処理を依頼する。
家電リサイクル 法対象品目	特定家庭用機器	<ul style="list-style-type: none"> ▶新しい製品に買い替える際は、新しい製品を購入する小売業者に引取りを依頼する。 ▶処分したい製品を購入した小売業者が分かる場合は、その小売業者に引取りを依頼する。 ▶自ら運搬を行う場合、郵便局でリサイクル料金を振り込み、リサイクル券と処分したい製品を指定引取場所に持ち込む。
資源有効利用 促進法対象品 目	パソコン	▶製品の製造事業者や市協定事業者へ処理を依頼する。

[備考]

- 1 「危険物・処理困難物」とは、茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年茅ヶ崎市条例第1号)24条第1項の規定により適正処理困難物として指定しているものをいう。

7 ごみの収集運搬体制

(1) 定期収集

区分	燃やせるごみ、燃やせないごみ、スプレーかん、びん、かん、ペットボトル、廃食用油、金属類(指定8品目)、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類		
区域	市内全域(市内8地区)		
方法等	回数	燃やせるごみ	週8回
		燃やせないごみ	隔週に1回(第5週は除く)
		プラスチック製容器包装類	週1回
		びん、かん、ペットボトル、廃食用油、金属類(指定8品目)、古紙類	隔週に1回
		衣類・布類、スプレーかん	月1回
	体制	燃やせるごみ	直営、委託
		燃やせないごみ	直営
		びん、かん、スプレーかん、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、廃食用油、古紙類、衣類・布類、金属類(指定8品目)	委託
	方式	ステーション収集	

[備考]

1 市内8地区及び各地区の収集日等の詳細は「2025年度版ごみと資源物の収集カレンダー」による。

(2) 予約収集

区分	大型ごみ等、剪定枝、動物死体		
区域	市内全域		
方法等	回数	随時	
	体制	委託	
	方式	戸別収集(予約制)	

(3) ボックス収集

区分	使用済小型家電		
区域	市内全域(27拠点)		
方法等	回数	随時	
	体制	直営	
	方式	拠点収集	

[備考]

1 拠点(使用済小型家電回収ボックス設置場所)は、茅ヶ崎市役所(2F資源循環課)、小出支所、香川公民館、小和田公民館、鶴嶺公民館、松林公民館、南湖公民館、図書館本館、青少年会館、うみかぜテラス(体験学習センター)、環境事業センター、浜須賀会館、海岸地区コミュニティセンター、小和田地区コミュニティセンター、小出地区コミュニティセンター、コミュニティセンター湘南、茅ヶ崎地区コミュニティセンター、南湖会館、鶴嶺東コミュニティセンター、高砂コミュニティセンター、松浪コミュニティセンター、鶴嶺西コミュニティセンター、辻堂駅前出張所、香川駅前出張所、ハマミーナ出張所、イオン茅ヶ崎中央店(3F)、そよら湘南茅ヶ崎(1F)となる。

(4) 安心まごころ収集

区分	燃やせるごみ、燃やせないごみ、びん、かん、スプレーかん、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、廃食用油、古紙類、衣類・布類、金属類(指定8品目)		
区域	市内全域(市内2地区)		
方法等	回数	燃やせるごみ	週2回
		燃やせないごみ、びん、かん、スプレーかん、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、廃食用油、古紙類、衣類・布類、金属類(指定8品目)	隔週に1回
	体制	直営	
	方式	戸別収集	

[備考]

1 安心まごころ収集は、ごみと資源物を集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等の世帯を対象に、声掛けを行いながらごみと資源物を各戸収集し、安否確認を行うもの。

2 市内2地区及び各地区の収集日等の詳細は安心まごころ収集専用カレンダーによる。

(5) 一般廃棄物収集運搬許可業者による収集

区分	-		
区域	市内全域		
方法等	各排出先より収集し、市内の処理施設、又は市外の処理施設(資源化施設)へ搬入		

[備考]

1 区分(取り扱いできるごみ)は各許可業者によって異なる。

(6) 直接搬入

区分	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ等、びん、かん、スプレーかん、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、古紙類、衣類・布類、廃食用油、金属類(指定8品目)、剪定枝、動物死体		
区域	市内全域		
方法等	燃やせるごみ、燃やせないごみ、大型ごみ等	茅ヶ崎市環境事業センターへ搬入	
	びん、かん、スプレーかん、ペットボトル、プラスチック製容器包装類、古紙類、衣類・布類、廃食用油、金属類(指定8品目)	茅ヶ崎市資源分別回収協同組合、又は寒川広域リサイクルセンターへ搬入	
	剪定枝	株式会社都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所へ搬入	
	動物死体	株式会社動物愛護の会へ搬入	

8 ごみの処分方法

(1) 燃やせるごみ

施設	茅ヶ崎市環境事業センター
方法等	焼却後、埋立、熔融、焼成又はセメント化

[備考]

- 「燃やせるごみ」には、5の(2)のごみを含む。
- 5の(2)のごみの一部については、一般廃棄物収集運搬業許可業者を通して神奈川県横浜市(生ごみ)、藤沢市(生ごみ)、愛甲郡愛川町(生ごみ)、厚木市(木くず)、海老名市(木くず)、都留市(木くず)において資源化している。

(2) 燃やせないごみ

施設	茅ヶ崎市環境事業センター
方法等	破碎後、資源化又は焼却(焼却後埋立、熔融、焼成又はセメント化)

(3) 大型ごみ等

施設	茅ヶ崎市環境事業センター
方法等	資源化又は茅ヶ崎市環境事業センターで前処理による破碎後に資源化若しくは焼却(焼却後埋立、熔融、焼成又はセメント化)

(4) びん、かん、スプレーかん、ペットボトル、プラスチック製容器包装類

施設	寒川広域リサイクルセンター
方法等	選別、圧縮、形成(梱包)後に、売却し資源化

(5) 古紙類(直接搬入分)、衣類・布類、廃食用油、金属類(指定8品目)

施設	寒川広域リサイクルセンター
方法等	売却し資源化

[備考]

- 定期収集した、又は茅ヶ崎市資源分別回収協同組合に直接搬入された古紙類は、売却し資源化している。

(6) 使用済小型家電

施設	茅ヶ崎市環境事業センター
方法等	選別後に、売却し資源化

(7) 剪定枝

施設	株式会社都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所
方法等	選別後に、破碎し資源化

[備考]

- 事業活動に伴い排出される「剪定枝」の一部については、一般廃棄物収集運搬業許可業者を通して山梨県都留市において資源化している。

(8) 動物死体

施設	株式会社動物愛護の会
方法等	焼却後、埋立

[備考]

- 動物死体焼却処理後の灰は、栃木県那須塩原市内の最終処分場に埋立している。

9 施設に関する事項

(1) 収集車両基地

施設名	茅ヶ崎市環境事業センター業務担当	
所在地	茅ヶ崎市萩園 1085 番地 (茅ヶ崎市環境事業センター内)	
保有車両	2+ロードパッカー	32 台
	2+ダンプ	5 台
	軽四輪自動車	1 台
	軽トラック	2 台
	軽ダンプ	4 台
	マイクロバス	1 台

(2) 焼却施設

施設名	ごみ焼却処理施設
所在地	茅ヶ崎市萩園 836 番地 (茅ヶ崎市環境事業センター内)
方式	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	360t/日 (120t/日 × 3 炉)

[備考]

Ⅰ 寒川町との広域処理を実施している。

(3) 焼却施設 (動物死体)

施設名	株式会社動物愛護の会
所在地	茅ヶ崎市下寺尾 1551 番地
方式	バッチ式一括処理型燃焼式
処理能力	10-20 kg/時 (1 基)

[備考]

Ⅰ 株式会社動物愛護の会は、一般廃棄物処分業許可 (許可番号S-2号) を有している。

(4) 破碎施設

施設名	粗大ごみ処理施設
所在地	茅ヶ崎市萩園 836 番地 (茅ヶ崎市環境事業センター内)
方式名	破碎選別施設
処理能力	50t/日 (1 基)

[備考]

Ⅰ 寒川町との広域処理を実施している。

(5) 資源物処理施設

施設名	寒川広域リサイクルセンター
所在地	寒川町宮山 2524 番地
方式	選別処理、保管
処理能力	55.5t/日 (7.5h)

[備考]

Ⅰ 寒川町との広域処理を実施している。

(6) 資源物処理施設(剪定枝)

施設名	株式会社都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所
所在地	茅ヶ崎市赤羽根 3895 番地
方式	破碎選別施設
処理能力	149.27t/日

[備考]

1 株式会社都実業は、一般廃棄物処分業許可(許可番号S-4号)を有している。

(7) 最終処分施設

施設名	茅ヶ崎市堤十二天一般廃棄物最終処分場
所在地	茅ヶ崎市堤 1300 番地外
埋立容量	186,000 m ³

10 その他

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可について

一般廃棄物の収集運搬については、一般廃棄物の適正な処理を継続的かつ安定的に実施させるためには既存の元可業者のみで引き続き行うことが適切であるため、一般廃棄物収集運搬業の新規許可は、法令等により新たに必要が生じた場合等を除き行わない。

(2) 焼却処理後の灰の処分について

焼却処理後の灰の処分は、市の最終処分場のほか、次のとおり処理を行う。

- ① 青森県三戸郡三戸町内の最終処分場に埋立
- ② 茨城県鹿嶋市、栃木県小山市(ばいじんは、横須賀市で水洗浄処理後小山市へ)、愛知県名古屋市内で熔融処理
- ③ 埼玉県大里郡寄居町、三重県伊賀市で焼成処理
- ④ 山口県宇部市、大分県津久見市でセメント化処理

(3) 戸別収集実験事業について

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、燃やせるごみを対象として、市内一部の地域(幸町、芹沢、共恵一丁目、共恵二丁目、中海岸一丁目、浜竹四丁目、東海岸北一丁目、東海岸北二丁目)で戸別収集の社会実験を実施する。

Ⅲ 食品ロス削減実施計画

1 食品ロスの年間排出量の見込み(令和7年度)

(単位:t)

区分	排出量(見込み)
家庭系食品ロス量	5,027
事業系食品ロス量	986
合計	6,012

※端数処理の関係上、各区分の合計値が合計とは異なります。

2 具体的な取り組み

基本方針Ⅰ「もったいない」の把握
施策Ⅰ:食品ロス削減に関する調査の実施
1-1 食品ロス量の現状把握
・基本計画の見直し時の組成分析調査に向けて、調査手法を検討する。
1-2 食品ロス取り組み度(食品ロス抑制率)の把握
・食品ロス抑制率を進行管理の指標としており、効果検証のため、市民意識調査を実施する。(再掲)
1-3 先進的な取り組みの把握
・他自治体等における食品ロスに係る好事例の情報を収集し、適宜本市の取り組みへ反映する。(再掲)
基本方針Ⅱ「もったいない」意識の醸成
施策Ⅱ:情報発信・普及啓発の充実
2-1 家庭系食品ロス削減のための情報発信の充実
・ホームページ、ポスター、広報紙、SNS等の様々な媒体やイベントなどの機会を活用し、食品ロス削減の周知啓発を実施する。
・食品ロスを減らすための家庭での取り組みとして「3ない運動」の普及啓発を実施する。
2-2 事業系食品ロス削減のための情報発信の充実
・ホームページ、ポスター、広報紙、SNS等の様々な媒体やイベントなどの機会を活用し、食品ロス削減の周知啓発を実施する。
・飲食店組合を通じて、小売店舗等に対して、「3010運動」や「ドギーバッグ」の普及啓発を実施する。
2-3 イベント等での情報発信・普及啓発の実施
・「ちがさき環境フェア」や10月の「食品ロス削減月間」時には、斬新な情報発信、普及啓発を実施する。
施策Ⅲ:食品ロスを題材とした食育の推進
3-1 家庭・地域での食育活動の展開
・食品ロスに対する理解を深めることを目的に庁内関係課と連携したイベント、教室、体験をとおした普及啓発を実施する。
3-2 学校・保育所での食育活動の展開
・給食だよりを通じた食品ロスの啓発や小中学校、保育園等で食育活動の実施ができるような機会を構築する。

基本方針Ⅲ 「もったいない」対策の実践
施策 4: 「もったいない」から「ありがとう」へ
4-1 フードドライブの促進
<ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブを継続し、収集量を見える化する。 ・新たな手法でのフードドライブの実施を検討する。
4-2 フードドライブの実施支援
<ul style="list-style-type: none"> ・企業がフードドライブを実施する際の取り組みを物品の貸し出し等で支援する。 ・賞味期限が切れる前の企業の防災備蓄品を活用する仕組みづくりに着手する。
4-3 フードシェアリングの検討
<ul style="list-style-type: none"> ・他市の事例を参考にフードシェアリングサービスの実施を検討するための情報収集を行う。
施策5: 食品廃棄物の削減
5-1 生ごみダイエット支援(再掲)
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用生ごみ処理機購入費補助金の交付及び普及活動を促進し、生ごみの自家処理を推進する。(再掲)
5-2 事業系食品廃棄物のリサイクルの支援
<ul style="list-style-type: none"> ・事業系食品廃棄物をリサイクルする事業を支援するため、廃棄物の区域外処理に係る市町村間協議を積極的に行う。
5-3 食品廃棄物のリサイクルの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・行政主導で食品廃棄物のリサイクルの取り組みを検討し、関係事業での導入を推進するためのきっかけづくりを行う。

IV 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理人口(推計)

区分	処理方法	設置数・区域面積	人口(人)
生活雑排水処理	公共下水道	2,239.75ha	237,123
	合併処理浄化槽	5,747 個	10,252
生活雑排水未処理	単独処理浄化槽		
		し尿汲み取り	252 個

2 し尿・浄化槽汚泥の年間排出量の見込み(令和7年度)

(単位:kl)

区分	排出量(見込み)
し尿	946
浄化槽汚泥	6,610
合計	7,556

3 具体的な取り組み

基本方針Ⅰ 生活排水処理率向上による環境負荷の低減化

施策 1:公共下水道による処理の推進

1-1 公共下水道(汚水)の整備の推進

・市街化区域内の公共下水道未整備区域の解消のための課題の整理を踏まえた公共下水道(汚水)の整備を推進する。

施策 2:合併処理浄化槽による処理の推進

2-1 合併処理浄化槽の普及促進

・合併処理浄化槽への転換につながるよう、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の周知を継続する。

基本方針Ⅱ 水環境保全に向けた意識の醸成

施策 3:きめ細やかな情報発信

3-1 情報発信の充実

・柳島水再生センターなど生活排水処理関連施設での施設見学会の開催があることを市民に周知する。
 ・「下水道だより」の発行やホームページ等の様々な媒体やイベントなどの機会を活用し、下水道事業を幅広く周知する。

施策 4:水環境保全の推進

4-1 下水道接続(切り替え)の周知啓発

・啓発ちらし等を活用し、水洗化奨励金などの各種制度の周知を継続する。

4-2 浄化槽の適正な維持管理の推進

・し尿処理手数料納入通知書封筒へ浄化槽の適正な維持管理をしないことによる影響(水環境や生活環境への悪影響の例)を周知し、指定検査機関での浄化槽の法定検査や保守点検の受験を促進する。
 ・浄化槽台帳の整備等による浄化槽の実態把握の手法を調査、構築し、取り組みの方向性を明確にする。

基本方針Ⅲ 持続的なし尿・浄化槽汚泥処理システムの確保

施策 5: 持続的な収集運搬体制の構築

5-1 収集運搬業務の安定性と体制の整備

- ・平常時や災害時問わず、計画的な収集運搬業務を実施する。
- ・安定したサービス提供を維持するための体制を改めて整備する。

施策 6: 持続的な中間処理体制の構築

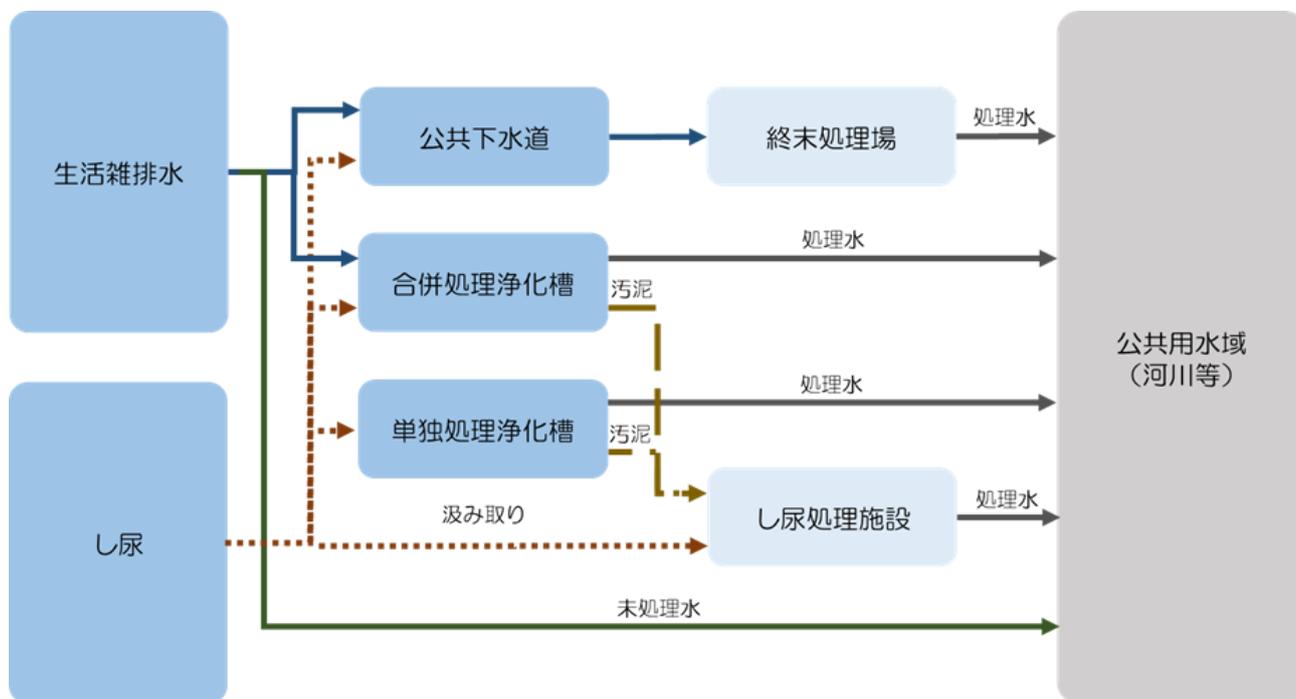
6-1 し尿処理の広域化

- ・新たなし尿処理施設の整備に向けた検討をする。

6-2 し尿処理施設の適正管理

- ・寒川町と茅ヶ崎市とのし尿処理に関する連絡会議を通じてのし尿処理施設（寒川町美化センター）の適正な維持管理を実施する。

4 生活排水処理フロー



5 生活排水処理の区分等

(1) 公共下水道

区分	し尿及び生活雑排水		
区域	市内全域		
方法等	収集・	回数	-
	運搬	体制	-
	施設名	柳島水再生センター(終末処理場)、辻堂浄化センター(終末処理場)	

(2) 合併処理浄化槽

区分	し尿及び生活雑排水		
区域	市内全域		
方法等	収集・	回数	年1回(浄化槽汚泥)
	運搬	体制	委託
	施設名	寒川町美化センター、藤沢市北部環境事業所	

(3) 単独処理浄化槽

区分	し尿		
区域	市内全域		
方法等	収集・	回数	年1回(浄化槽汚泥)
	運搬	体制	委託
	施設名	寒川町美化センター、藤沢市北部環境事業所	

(4) し尿汲み取り

区分	し尿		
区域	市内全域		
方法等	収集・	回数	20日に1回
	運搬	体制	委託
	施設名	寒川町美化センター、藤沢市北部環境事業所	

6 施設に関する事項

(1) し尿処理施設

施設名	寒川町美化センター		
所在地	寒川町田端 1578 番地 3		
方式	高負荷脱窒素処理		
処理能力	70 kℓ/日(し尿 21 kℓ/日、浄化槽汚泥 49 kℓ/日)		
[備考]	I 寒川町との広域処理を実施している。		

(2) し尿処理施設(臨時搬入)

施設名	藤沢市北部環境事業所
所在地	藤沢市石川 2168 番地
方式	固液分離+凝集沈殿処理
処理能力	230 kl/日(し尿 47 kl/日、浄化槽汚泥 183 kl/日)
[備考]	
I 寒川町との広域処理を実施している。	